

經濟新體制に就いて 矢頭信雄

在ボリビア

三、重要產業團體

第三「經濟團體」の指示に基いて、昭和十六年四月二十六日我國最初の統制會として鐵鋼統制會が誕生しその後各重要產業部門に統制會の結成を見たが、これが運用には法的裏付けがなければ各般の措置を綜合統一して其運用の妙味を充分に發揮出来ぬ、即ち國家意思の方向に強力に指導し得べき法的権限の賦與を緊要とした、此經濟界待望の本法は經濟新體制確立要綱公布以來九ヶ月後の昭和十六年九月一日實施をみたのである。

本法は經濟新體制の中権機關として指導者原理に基き業の整備、指導監督をなし生産増強をなさしめんとするものである。

統制會を確立し、政府の協力を得るべき法的権限も本法の趣旨により再編し以て新體制に即應すべきことを示唆するものである。

第一章總則において本法に適用すべき重要産業の種類は開令を以てこれを定むることとし、その第一次指定は貿易鐵鋼、非鐵金屬、機械、造船化學、石炭、セメント、陸上運輸の九産業であった。

第二章、統制會の目的
「統制會は産業別にこれを設立すること」——第一既存の經濟團體は業種別産業別に細く設立されておつたが、新體制の統制會は重要産業別に政府の指定に従ひ之を設立して生産配給を一貫する縱貫的編成となすこと。

統制會の事業
第三、「統制會は國民經濟の繩力を最も有効に發揮せしむるため當該産業の綜合的統制運営を計り、且つ當該産業に協力することを目的とすること」

統制會の事業(第五)
「當該産業の整備確立を期すものである」

二、規格統一 技術の公開及び特許の收用と關聯して生産力擴充のために必要なのは規格の統一である

即して客觀的合理性を賦すため規格の實情に依りて當該産業の實情に即して客觀的合理性を賦すため規格の統一、經理の改善其他事業の發達に關する施設を爲し、(四)調査及び研究の經済新體制確立要綱の研究(五)を爲し以て會員及び

第三「經濟團體」の指示に基いて、昭和十六年四月二十六日我國最初の統制會として鐵鋼統制會が誕生しその後各重要產業部門に統制會の結成を見たが、これが運用には法的裏付けがなければ各般の措置を綜合統一して其運用の妙味を充分に發揮出来ぬ、即ち國家意思の方向に強力に指導し得べき法的権限の賦與を緊要とした、此經濟界待望の本法は經濟新體制確立要綱公布以来九ヶ月後の昭和十六年九月一日實施をみたのである。

本法は經濟新體制の中権機

關なる統制組合をして綜合的產

業計畫を確立し、政府の協力を得べき法的権限も本法の

趣旨により再編し以て新體制に即應すべきことを示唆するものである。

第一章總則において本法に

適用すべき重要産業の種類は

開令を以てこれを定むることとし、その第一次指定は貿易鐵鋼、非鐵金屬、機械、造船化學、石炭、セメント、陸上運輸の九産業であった。

第二章、統制會の目的

「統制會は産業別にこれを

設立すること」——第一既存

の經濟團體は業種別産業別に

細く設立されておつたが、新

體制の統制會は重要産業別

に政府の指定に従ひ之を設立

して生産配給を一貫する縱貫

的編成となすこと。

統制會の事業
第三、「統制會は國民經濟の繩力を最も有効に發揮せしむるため當該産業の綜合的統制運営を計り、且つ當該産業に協力することを目的とすること」

統制會の事業(第五)
「當該産業の整備確立を期すものである」

三、規格統一 技術の公開及び特許の收用と關聯して生産力擴充のために必要なのは規格の統一である

即して客觀的合理性を賦すため規格の實情に依りて當該産業の實情に即して客觀的合理性を賦すため規格の統一、經理の改善其他事業の發達に關する施設を爲し、(四)調査及び研究の經済新體制確立要綱の研究(五)を爲し以て會員及び

第三「經濟團體」の指示に基

いて、昭和十六年四月二十六日我國最初の統制會として鐵

鋼統制會が誕生しその後各重

要產業部門に統制會の結成を

見たが、これが運用には法的

裏付けがなければ各般の措置

を綜合統一して其運用の妙味

を充分に發揮出来ぬ、即ち國

家意思の方向に強力に指導し

得べき法的権限の賦與を緊要

とした、此經濟界待望の本法

は經濟新體制確立要綱公布以

來九ヶ月後の昭和十六年九月

一日實施をみたのである。

本法は經濟新體制の中権機

關なる統制組合をして綜合的產

業計畫を確立し、政府の協力を

得べき法的権限も本法の

趣旨により再編し以て新體制に即應すべきことを示唆するものである。

第一章總則において本法に

適用すべき重要産業の種類は

開令を以てこれを定むることとし、その第一次指定は貿易鐵鋼、非鐵金屬、機械、造船化學、石炭、セメント、陸上運輸の九産業であった。

第二章、統制會の目的

「統制會は産業別にこれを

設立すること」——第一既存

の經濟團體は業種別産業別に

細く設立されておつたが、新

體制の統制會は重要産業別

に政府の指定に従ひ之を設立

して生産配給を一貫する縱貫

的編成となすこと。

統制會の事業
第三、「統制會は國民經濟の繩力を最も有効に發揮せしむるため當該産業の綜合的統制運営を計り、且つ當該産業に協力することを目的とすること」

統制會の事業(第五)
「當該産業の整備確立を期すものである」

四、規格統一 技術の公開及び特許の收用と關聯して生産力擴充のために必要なのは規格の統一である

即して客觀的合理性を賦すため規格の實情に依りて當該産業の實情に即して客觀的合理性を賦すため規格の統一、經理の改善其他事業の發達に關する施設を爲し、(四)調査及び研究の經済新體制確立要綱の研究(五)を爲し以て會員及び

第三「經濟團體」の指示に基

いて、昭和十六年四月二十六日我國最初の統制會として鐵

鋼統制會が誕生しその後各重

要產業部門に統制會の結成を

見たが、これが運用には法的

裏付けがなければ各般の措置

を綜合統一して其運用の妙味

を充分に發揮出来ぬ、即ち國

家意思の方向に強力に指導し

得べき法的権限の賦與を緊要

とした、此經濟界待望の本法

は經濟新體制確立要綱公布以

來九ヶ月後の昭和十六年九月

一日實施をみたのである。

本法は經濟新體制の中権機

關なる統制組合をして綜合的產

業計畫を確立し、政府の協力を

得べき法的権限も本法の

趣旨により再編し以て新體制に即應すべきことを示唆するものである。

第一章總則において本法に

適用すべき重要産業の種類は

開令を以てこれを定むることとし、その第一次指定は貿易鐵鋼、非鐵金屬、機械、造船化學、石炭、セメント、陸上運輸の九産業であった。

第二章、統制會の目的

「統制會は産業別にこれを

設立すること」——第一既存

の經濟團體は業種別産業別に

細く設立されておつたが、新

體制の統制會は重要産業別

に政府の指定に従ひ之を設立

して生産配給を一貫する縱貫

的編成となすこと。

統制會の事業
第三、「統制會は國民經濟の繩力を最も有効に發揮せしむるため當該産業の綜合的統制運営を計り、且つ當該産業に協力することを目的とすること」

統制會の事業(第五)
「當該産業の整備確立を期すものである」

五、規格統一 技術の公開及び特許の收用と關聯して生産力擴充のために必要なのは規格の統一である

即して客觀的合理性を賦すため規格の實情に依りて當該産業の實情に即して客觀的合理性を賦すため規格の統一、經理の改善其他事業の發達に關する施設を爲し、(四)調査及び研究の經済新體制確立要綱の研究(五)を爲し以て會員及び

第三「經濟團體」の指示に基

いて、昭和十六年四月二十六日我國最初の統制會として鐵

鋼統制會が誕生しその後各重

要產業部門に統制會の結成を

見たが、これが運用には法的

裏付けがなければ各般の措置

を綜合統一して其運用の妙味

を充分に發揮出来ぬ、即ち國

家意思の方向に強力に指導し

得べき法的権限の賦與を緊要

とした、此經濟界待望の本法

は經濟新體制確立要綱公布以

來九ヶ月後の昭和十六年九月

一日實施をみたのである。

本法は經濟新體制の中権機

關なる統制組合をして綜合的產

業計畫を確立し、政府の協力を

得べき法的権限も本法の

趣旨により再編し以て新體制に即應すべきことを示唆するものである。

第一章總則において本法に

適用すべき重要産業の種類は

開令を以てこれを定むることとし、その第一次指定は貿易鐵鋼、非鐵金屬、機械、造船化學、石炭、セメント、陸上運輸の九産業であった。

第二章、統制會の目的

「統制會は産業別にこれを

設立すること」——第一既存

の經濟團體は業種別産業別に

細く設立されておつたが、新

體制の統制會は重要産業別

に政府の指定に従ひ之を設立

して生産配給を一貫する縱貫

的編成となすこと。

統制會の事業
第三、「統制會は國民經濟の繩力を最も有効に發揮せしむるため當該産業の綜合的統制運営を計り、且つ當該産業に協力することを目的とすること」

統制會の事業(第五)
「當該産業の整備確立を期すものである」

六、規格統一 技術の公開及び特許の收用と關聯して生産力擴充のために必要なのは規格の統一である

即して客觀的合理性を賦すため規格の實情に依りて當該産業の實情に即して客觀的合理性を賦すため規格の統一、經理の改善其他事業の發達に關する施設を爲し、(四)調査及び研究の經済新體制確立要綱の研究(五)を爲し以て會員及び

第三「經濟團體」の指示に基

いて、昭和十六年四月二十六日我國最初の統制會として鐵

鋼統制會が誕生しその後各重